

上三川町公共施設等照明設備LED化事業仕様書

1 業務内容

対象施設「別表1 対象公共施設一覧表」の直管型蛍光灯、ダウンライト、非常用照明及び誘導灯などLED照明以外の器具を全てLED照明に更新する。なお、更新方法は器具交換とし、ランプ交換でのLED化は認めない。

LED化する際の設計及び工事の一括発注とし、その後のメンテナンスを含むことも可能とする。

2 契約方式及び契約期間

契約方式	設計・施工一括発注(DB方式)、または設計・施工・維持管理一括発注(DBO)方式
契約期間	DB(設計・施工):契約締結日から令和9年3月31日まで O(維持管理):契約締結日から令和19年3月31日まで

3 提出書類

受注者は、以下の書類を作成し、発注者に納品すること。

NO	内容	形式	数量
完成図書	・照明設備台帳 ・図面(プロット図:新設機器の置き換え図)	紙媒体(A4縦長 ファイル綴じ)	各施設1部
上記の 電子媒体	・上記の電子データが保存されたもの (PDF、excel等の形式)	CD-RまたはDV D-R	2部

4 発注者との協力体制及び取り決め事項

- (1)受注者は、事業の詳細・日程の管理などに関して発注者と十分な打合せを行うこと。
- (2)受注者は、作業を円滑に進めるため、発注者と密接に連絡を取り、その連絡事項を記録し、協議の際、相互に確認するものとする。
- (3)受注者は、事業の遂行上必要となる関係法令等を遵守し本事業を実施すること。必要書類等がある際は提出すること。
- (4)受注者は、事業遂行上必要となる事項もしくは事業を円滑に遂行するために必要となる事柄の提案を行うこと。発注者は、必要と認められる場合は対応を実施する。なお、新たに費用が生じる内容に関しては、その費用を示すこと。
- (5)受注者の事業に係る資料及び成果は、全て発注者に帰属する。受注者は発注者の許可なく他の目的に使用してはならない。
- (6)発注者は、自ら所有している資料で事業遂行上必要な資料を速やかに貸与する。
- (7)発注者は、受注者の責に負えざる理由等により、やむを得ずスケジュールが後ろ倒しとなる場合、受注者と協議の上、スケジュールを変更する場合がある。
- (8)本仕様書に定める内容に疑義が生じた場合、受注者及び発注者が速やかに協議し、対処方法を検討する。

5 設計

(1)一般事項

- ア 受注者は、対象施設の現地調査などに基づき、機器仕様を満たし、カーボンニュートラルの実現を目的として最も省エネルギー効果が高く、各施工対象施設の用途を考慮した照明器具を選定し、設計を行うこと。なお、更新方法はランプ交換ではなく器具交換とする。
- イ 原則、LED照明の設置位置は既存器具と同位置とし、現状と同等以上の照度を確保すること。左記の条件を満たせない場合、発注者と協議し了承を得て設計を決定すること。
- ウ 設計にあたっては、今後、施設管理者が維持管理を合理的に実施できるよう、例えば同一メーカーの製品で統一するなど、維持管理を考慮した内容とすること。

(2)設計協議

上記資料を協議の上、機器の数量・仕様・設置場所等を取りまとめ発注者の了承を得ること。

6 機器仕様

(1)一般事項

- ア 国内企業かつ国内でLED照明器具の製造(組立・加工を含む)・販売の実績が10年以上あること。また、国内施設で製造されたLED照明を採用すること。
- イ 施設に対する器具の供給の安定性を確保するため、公共建築協会の定める電気設備機材等評価名簿(LED照明器具「一般屋内用に限る」)において評価対象となる製造所を有すること。
- ウ 品質マネジメントシステムISO9001、環境マネジメントシステムISO14001を取得した工場にて製造された製品であること。
- エ ショップオリジナル製品、中古品、事故品、展示品、新古品、レンタル品等については認めない。
- オ 提案時点で製品化されており、かつ製造・販売が継続中であること。
- カ 導入するLED照明は、原則として同一メーカーで製造・品質保証を行うこと。
- キ LEDチップまたはLEDパッケージが他者の知的財産権を侵害していないこと。
- ク 製造者が確認できる出荷証明書の写しを提出すること。

(2)適用基準及び規格

- ア 電気用品安全法
- イ 電気設備に関する技術基準を定める省令
- ウ JIS C 8105-1:2013 照明器具-第1部:安全性要求事項通則
- エ S C 8105-3:2011 照明器具-第3部:性能要求事項通則
- オ IS C 8153:2009 LEDモジュール用制御装置-性能要求事項
- カ JIS C 8155:2010 一般照明用LEDモジュール-性能要求事項
- キ JIL 5006:2010 白色LED照明器具性能要求事項

(3)製品仕様

- ア 一般照明は一体型LEDベースライト(ライトバーにて交換可能)タイプとする。なお、ライトバーは光束、色温度、調光、グレア対策を選択肢として保有するものとする。また、本事業の対象施設は、災害発生時には重要な拠点となる施設も含まれることから、地震対策を目的に直管蛍光灯40形(Hf32形)相当以上のベースライトにおいては、ライトバー(点灯ユニット)1本あたり4点以上の支持部を有すること。但し、JISで規定された口金・受金(ソケット)を備えるものを除く。
- イ 定格電力:100~242V
- ウ 設計寿命:40,000時間以上(光束維持率85%)

エ 演色性 :Ra83以上

オ 器具タイプや出力、プルSW付等は既設器具を考慮し、同等以上とすること。

カ 天井改修を伴う器具の再配置は行わない。器具寸法は既設サイズを考慮すること。

キ 埋込型スクエア型器具はLEDユニットが交換可能なタイプとする(LEDユニットは光束、色温度、調光、グレア対策の選択肢として保有するもの)

ク 高天井用器具はLED内蔵・電源ユニット内蔵とすること。

ケ 高天井用器具は万が一取り付け部分が緩んだ場合にも、落下することがないように落下防止構造を有すること。

コ 高天井用器具は必要に応じて下面ガード、側面ガード、拡散パネルが後付け、取り外し可能な構造とする。

サ 下面カバー(パネル)は割れにくい構造・材質とすること。

シ ベースライトは赤外線リモコンによる調光が可能な器具とする。

(4)共通要件

導入する照明や設備等について、共通要件及び施設毎に次の要件を満たしていること。

ア アスベストの発生が予見される場合にはその対策と対策費用として見込むこと。

イ 照明器具は屋内・屋外全て更新すること。

ウ 既にLED化されている照明器具についても更新の対象とする。

エ 誘導灯及び非常灯は更新の対象とする。

7 工事

(1) 受注者は、対象施設の現地調査及び設計に基づき、施工図面(新設機器の置き換え図)、スケジュール等を記載した書類を作成し、発注者の承諾を受けた上で工事を実施すること。

(2) LED照明の設置位置は、原則、既存器具と同位置とする。また、器具寸法は、既設照明のサイズを考慮し設置すること。仮に、器具寸法が現状よりも小さくなる場合、リニューアルプレートを設置する等で対応すること。

(3) 天井改修を伴わない方法により器具を更新すること。やむを得ず天井改修を行う必要のある場合、天井改修に係る事業費は本事業内には含まれていないため、受注者が費用の試算を行い、対応について発注者と協議する。

(4) 仮設足場や高所作業車など工事に必要となる仮設費用は、受注者の負担とする。

(5) 工事中にあたり、誘導員や監視員等を適切に配置し、受注者の負担で安全確保に努めること。
なお、不要と認められる場合はこの限りではない。

(6) 工事中は、粉塵の飛散に十分注意し、必要な養生を行うこと。粉塵が飛散した場合は、終了後に床等を清掃すること。

(7) 工事後に照明の点灯試験を行い点灯不良がないか確認すること。点灯不良がある場合は是正すること。

(8) 工事に係る安全管理について、労働安全衛生法等関係法令を遵守の上、受注者の負担で安全確保に必要な措置を講じること。

(9) 停電など施設運用上必要な機能が停止する場合、発注者と事前に調整すること。

(10) 作業中に事故が発生した場合は、速やかに発注者に報告すること。発注者に帰責事由がない限り、受注者の責任及び費用負担で被害者対応及び現状復旧等を行うこと。

- (11) 取り外した照明器具等の廃棄物処理・分別・再利用に関しては、関係法令を遵守すること。発注者が取扱い方法を指定した場合は、それに従うこと。
- (12) 資材置き場、現場事務所等は、受注者の負担で確保すること。
- (13) 工事に必要な工事用電力、水及び官公庁への諸手続きの費用は受注者負担とする。
- (14) 対象施設において関連工事が予定されている場合は、発注者および関係者間で十分調整の上、工事を実施すること。

8 保守・維持管理

(1) 一般事項

照明器具の設置後から契約期間終了までの間、LED照明器具等が正常な状態で使用できるよう維持管理すること。照明が点灯しないなどの故障などの不具合が生じた場合は、発注者から受注者に連絡し、不具合が生じた箇所の交換を行うこと。

ア 災害の発生による破損、発注者ないし利用者などの故意または過失による故障・破損など起因とする不具合が生じた場合

イ 消耗品(誘導灯及び非常照明の蓄電池など)

9 その他

本仕様に関し疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、建築課住宅係担当者と協議の上、決定するものとする。

○問い合わせ先○

上三川町建築課住宅係 川島

〒329-0696

栃木県河内郡上三川町しらさぎ1-1

TEL:0285-56-9145

E-mail:kenchiku01@town.kaminokawa.lg.jp

「別表1 対象公共施設等一覧表」

No.	施設名称	所在地	竣工年月
1	消防団員詰所第1分団第1部	西蓼沼 54-1	2001
2	消防団員詰所第1分団第3部	西汗 1532-1	1993
3	消防団員詰所第2分団第1部	上三川 4974-1	1991
4	消防団員詰所第2分団第2部	上三川 1053-3	1993
5	消防団員詰所第2分団第3部	坂上 636-16	1999
6	消防団員詰所第3分団第1部	大山 520-1	1979
7	消防団員詰所第3分団第2部	多功 1540	2011
8	消防団員詰所第3分団第3部	石田 735	1976
9	消防団員詰所第3分団第4部	川中子 1158-4	2008
10	石田コミュニティセンター	石田 718	1983
11	明治南コミュニティセンター	多功 1450-1	1986
12	坂上コミュニティセンター	坂上 642-5	1987
13	本郷北コミュニティセンター	西汗 1528-1	2003
14	明治コミュニティセンター	大山 558-1	2010
15	上三川いきいきプラザ	上蒲生 127-1	2008
16	ふれあいの家ひまわり	上三川 5082-15	1984
17	上三川町こども発達支援センター	上蒲生 2108	1976
18	本郷地域福祉センター	西蓼沼 16-3	1973
19	本郷北小学童クラブ	西汗 1528-1	2003
20	上三川小学童クラブ	上蒲生 45-1	2009
21	柔道場・剣道場	上三川 4270	1981
22	弓道場	上三川 4270	1981
23	テニスコート管理棟	上三川 4270	1992
24	文化財作業所	大山 555-1	1994
25	文化財作業所分館(旧明治小学校学童)	大山 558-8	2000
26	学校給食センター	西蓼沼 730-5	2002
27	上三川町農村環境改善センター	上郷 2140	1984
28	上三川町農産物加工所	上郷 2140-1	1998
29	井戸川クリーンセンター	上三川 728	-
30	蓼沼地区クリーンセンター	西蓼沼 690-3	-
31	大山地区クリーンセンター	大山 62-1	-
32	上三川南部クリーンセンター	五分一 232	-
33	しらさぎ配水場	上三川 2461	-
34	蓼沼配水場	西蓼沼 690-3	-
35	多功配水場	多功 694	-
36	街区公園(25 か所)、近隣公園(6 か所)、地区公園(4 か所)、農村公園(2 か所)、その他(緑地・調整池等)	町内各所	-
37	街路灯一式(町所有)	町内各所	-

※29～32各地区クリーンセンターは本事業から除きます。